（総務部の所掌事務）

第四百四十四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　略］

十七　第五百五十二条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

［十八～二十四　略］

（課税第二部の所掌事務）

第四百四十七条　課税第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

［号を削る。］

［五］［略］

［六］［略］

［七］［略］

［八］［略］

［九］［略］

［十］［略］

［十一］［略］

（次長）

第四百五十条　総務部並びに課税部並びに課税第一部並びに仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局の課税第二部並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の徴収部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部並びに調査部並びに調査第一部並びに調査第二部並びに調査第三部並びに調査第四部並びに査察部に、次長それぞれ一人（札幌国税局の課税部にあっては、三人、東京国税局の課税第一部、徴収部、調査第一部及び査察部並びに熊本国税局の課税部並びに関東信越国税局の調査査察部にあっては、それぞれ二人）を置く。

2　［略］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［略］

2　［略］

3　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	二人	—
仙台国税局	三人	—
関東信越国税局	三人	—
東京国税局	八人	十人

（総務部の所掌事務）

第四百四十四条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十六　同上］

十七　第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

［十八～二十四　同上］

（課税第二部の所掌事務）

第四百四十七条　課税第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する特定非営利活動法人に係る認定並びにこれに必要な調査及び検査に関すること。

［六］［同上］

［七］［同上］

［八］［同上］

［九］［同上］

［十］［同上］

［十一］［同上］

［十二］［同上］

（次長）

第四百五十条　総務部並びに課税部並びに課税第一部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び広島国税局の課税第二部並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局の徴収部並びに札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部並びに調査部並びに調査第一部並びに調査第二部並びに調査第三部並びに調査第四部並びに査察部に、次長それぞれ一人（東京国税局の課税第一部、徴収部、調査第一部及び査察部並びに熊本国税局の課税部並びに関東信越国税局の調査査察部にあっては、それぞれ二人）を置く。

2　［同上］

（総務部に置く課等）

第四百五十三条　［同上］

2　［同上］

3　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	一人	—
仙台国税局	一人	—
関東信越国税局	三人	—
東京国税局	七人	十人